

人権侵害を受けたら

人権委員会（令和 7 年 4 月）

人権侵害を受けたら 人権委員会（平成 29 年 4 月） 学生が関わる人権侵害（ハラスメント）があると感じられたら、担任や副担任、あるいは学生相談室、保健室や、あなたが相談しやすい教員か事務職員に連絡してください。教員や職員は誰でも構いません。さらに人権委員会に相談することができます。

相談後、相手への通知・調停・調査を希望する場合は、申立書を書いてください。それ以降、人権侵害への対応は人権委員会の委員が担当します。

申立てた人のプライバシーは確保されますし、申立てにより就学上の不利益を被ることがないように万全の配慮を行います。なお、連絡をしても気持ちが変わったら、その後は申立てないこともできますし、いつでも取り下げることができます。

人権委員会のメールアドレス jinken@tokaigakuin-u.ac.jp

■人権侵害とは

人権侵害とは、他者に対して不快な、もしくは威嚇的な態度を繰り返しとることなどにより、個人の尊厳を傷つける行為をいいます。加害者側にその意識がなくても、相手が傷つき人間としての尊厳を歪められたと感じた時、それは人権侵害になります。

具体的にはつぎのようなものがあります。

1 セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的言動や性差別的意識に基づく言動によって、相手を不快にしたり人格を傷つけたり、不利益を与えたりすること。

2 アカデミックハラスメント

指導教員等がその権力を用いて、学生に対して教育・研究上の嫌がらせを行うことなど。

3 パワーハラスメント

課外活動やその他学生が組織する活動において、先輩や卒業生、顧問・監督・コーチといった優位な立場にある者が、その権力を用いて、後輩や団体加盟学生の生活環境や意欲を著しく阻害するような不適切な言動や指導など。

4 その他

お酒を無理やり吞ませるアルコール・ハラスメントなどがあります。また、最近は SNS などネットを使ったハラスメントが問題となっています。

■人権侵害があった時

[1] 人権侵害があったと感じられたら、まず身近な人(家族や友人等)に相談をしましょう。また、担任や副担任、あるいは学生相談室、保健室や、相談しやすい教員・職員に直接伝えてください。

さらに人権委員会に相談することができます。メール (jinken@tokaigakuin-u.ac.jp) で、以下のことを伝えてください。自分ではなく、周囲の友人などが人権侵害を受けている場合でも受け付けます。ただし、匿名では受け付けませんが、氏名や具体的状況に関する秘密は厳守します。

① 人権侵害の概要

※ いつ、どこで、誰から、被害の程度など。

② 今後の連絡方法

※ 電話、メールなどの連絡方法を決めてください。連絡は、人権委員会委員が行います。

[2] 人権委員会への人権侵害の相談後、相手への通知・調停・調査を希望する場合は、申立書を書いて提出してください。申立書では人権侵害の内容を具体的に書いてください。人権委員会は事実関係を調査していきますが、この申立書に基づいて、まず最初にあなた(申立人)と面談をします。

解決方法

人権委員会委員があなた(申立人)と相手方(被申立人)とにそれぞれ別に話を聞いて事実を調査します。調査した結果は学長に報告し対処していきます。

調査の際、あなたの希望により、学内関係者及び保護者に限り付添人2名までを参加させることができます。

必要な場合は、人権委員会は申立てた事柄について知っている人に話を聞くこともあります。

人権委員会委員から参加するのは、男女の教職員です。あなたの性別と同じ人が必ず参加します。